

### 33 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

#### 1 基本情報

所在地	仙台市若林区卸町五丁目1番8号			代表者	会長 松本 憲
電話	022-283-5130	ファックス	022-782-3360	ホームページ	<a href="http://www.m-seikabutu.jp/">http://www.m-seikabutu.jp/</a>
設立	昭和43年9月2日	改革分類	改善支援団体	県担当課	農政部 園芸推進課
出資等の状況	第1位 宮城県 (41.5%) 172,000 千円	第2位 全農宮城県本部 (27.3%) 113,000 千円	第3位 県内市町村(34) (18.1%) 75,060 千円	その他 県内JA(10) (13.1%) 54,020 千円	
設立目的(定款等)	県内主要青果物の販売価格が著しく低落した場合、計画生産を行う生産者に対し価格差補給金を交付して経営安定を図るとともに、県産青果物を消費者へ安定供給することにより、県民消費生活の安定と青果物生産農家の経営安定に資する。				出資等総額 414,080 千円 (100.0%)

#### 2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業1	一般青果物価格補償事業	26,488	23,320	20,364	一般青果物の販売価格差補給事業(県単事業)
	全体事業に占める割合	98.8%	99.7%	99.6%	
事業2	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	310	78	79	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(野菜生産出荷安定事業)
	全体事業に占める割合	1.2%	0.3%	0.4%	
事業3					
	全体事業に占める割合				
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		26,798	23,398	20,443	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

#### 3 評価

##### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
県内産青果物の消費者への安定供給を図るため、行政・関係機関と連携を図りながら、①制度の啓発と加入促進、②資金造成と適正な管理、③補給金の迅速で適正な交付、④指定野菜事業の受託や国庫補助事業の実施による収益性の改善などに努め、国民消費生活の安定と生産農家の持続的発展に資するとともに、園芸生産基盤の確保と再生産意欲のある担い手の育成に貢献していくものとする。	県が目標として掲げる園芸産出額の増加に向け、団体を実施する事業により、生産農家の経営の安定及び県内産青果物の消費者への安定供給に資することを期待する。

##### (2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
制度加入の普及啓発と加入促進を目的とした説明会を実施した。 補給金交付について、業務方法書等に基づく適正な事務処理を遅滞なく行った。	生産農家へ遅滞なく補給金を交付することで、生産農家の経営の安定及び県内産青果物の消費者への安定供給に資することができたと評価する。また、制度説明会を実施したことは評価するものの、より一層の財務の改善に向けた取組を期待する。

##### (3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	コンプライアンス規程を策定し、コンプライアンスの確保に取り組んでいる。 令和元年6月に本協会独自のホームページを開設して事業内容や財務情報を開示している。 組織運営の健全性の更なる向上に向け、関係機関と協議を継続している。	コンプライアンス規程が策定され、コンプライアンスの確保に取り組む、また、協会独自のホームページを開設し、積極的な情報開示に努めている。 今後も組織運営の健全性の更なる向上を期待する。	B
ロ 財務の健全性 ※1	収益源である長期預り金の運用益の低下により、当期経常増減額がマイナスで推移している。 予約数量及び補給金交付が増える仕組みの構築や、農業法人を対象とした加入促進による経営改善に向け、関係機関と協議を継続している。	当期経常増減額のマイナスが続き、正味財産が減少傾向にある。累積欠損金はないものの、経営の健全性を考慮し、引き続き中長期的な経営安定に向けた改善が必要である。	C
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	コンプライアンス規程の内容の充実化を図っていく。 より加入しやすい制度への改善や加入促進に向け、随時、関係機関と協議を行い、財務の健全化に向けた取り組みを進めていく。	より一層の組織運営の健全性の向上を図るとともに、財務の健全化に向け、より加入しやすい制度への改善、加入の推進など、更なる改善への取組が必要である。引き続き、改善に向けた取組に対し助言を行っていく。	総合評価 C

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
貸借対照表	資産合計	644,382	633,809	623,616	△ 10,193
	流動資産	4,688	5,745	5,338	△ 407
	固定資産	639,694	628,064	618,278	△ 9,786
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	597,000	589,850	583,198	△ 6,652
	流動負債	180,788	173,372	166,446	△ 6,926
	固定負債	416,212	416,478	416,752	274
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	47,383	43,959	40,418	△ 3,541
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	47,383	43,959	40,418	△ 3,541	
正味財産増減計算書	経常収益	208,018	200,267	191,206	△ 9,061
	うち事業収益	204,231	195,567	186,668	△ 8,899
	経常費用	213,745	203,690	194,746	△ 8,944
	うち管理費	1,966	1,673	1,577	△ 96
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,728	△ 3,424	△ 3,541	△ 117
	当期経常増減額	△ 5,728	△ 3,424	△ 3,541	△ 117
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 5,728	△ 3,424	△ 3,541	△ 117
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	△ 5,728	△ 3,424	△ 3,541	△ 117	
県の財政的関与	補助金	6,674	5,218	4,427	△ 791
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	6,674	5,218	4,427	△ 791
	総収入 ※3	208,018	200,267	191,206	△ 9,061
	総収入に対する補助金等割合	3.2%	2.6%	2.3%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。

(なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	7.4%	6.9%	6.5%	-0.4%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	2.6%	3.3%	3.2%	-0.1%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-2.8%	-1.7%	-1.9%	-0.2%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	0.9%	0.8%	0.8%	0.0%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	13 (0)	13 (0)	13 (0)	平均年齢	-			
職員	常勤職員 (※4)	2	2	2	平均年収 (千円)	-			
	プロパー職員	1	1	1	常勤職員(プロパー)				
	県OB	0	0	0	平均年齢	1名のため非公開			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	1名のため非公開			
	その他の派遣職員	1	1	1					
	上記以外の職員(※5)	0	0	0					
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	—	雇用障害者数	—	実雇用率	— %	不足数	—

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

### 3 3 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	□
			会計規程	■
			契約規程	□
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
		施設等の管理規程	□	
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
		○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組みを行っている。（取組内容： ）（1点）	□	
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理事務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	0
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
<b>合計（10点満点）</b>				5	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
コンプライアンス規程を策定し、コンプライアンスの確保に取り組んでいる。 令和元年6月に本協会独自のホームページを開設して事業内容や財務情報を開示している。 組織運営の健全性の更なる向上に向け、関係機関と協議を継続している。	コンプライアンス規程が策定され、コンプライアンスの確保に取り組み、また、協会独自のホームページを開設し、積極的な情報開示に努めている。 今後も組織運営の健全性の更なる向上を期待する。	B

＜参考指標＞
合計点が 8～10点の場合：A（概ね良好） 5～7点の場合：B（改善の余地あり） 2～4点の場合：C（改善措置が必要） 0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

## 3 3 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

## ＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。  収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0
		②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
		③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
		④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
		⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1
			③当期のみ増加又は黒字	2
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3
			⑤3期連続増加又は黒字	4
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	①正味財産比率が30%未満	0	
		②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	①自己資本比率が30%未満	0	
		②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適正性【流動比率】	①下記以外	0	
		②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上, 又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
			②当期≤前期, 又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期, 又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
			②累積なし	2	
<b>合計 (13点満点)</b>					5

団体による自己評価 (概況, 今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
収益源である長期預り金の運用益の低下により, 当期経常増減額がマイナスで推移している。 予約数量及び補給金交付が増える仕組みの構築や, 農業法人を対象とした加入促進による経営改善に向け, 関係機関と協議を継続している。	当期経常増減額のマイナスが続き, 正味財産が減少傾向にある。累積欠損金はないものの, 経営の健全性を考慮し, 引き続き中長期的な経営安定に向けた改善が必要である。	C

＜参考指標＞

合計点が  
 11～13点の場合：A（概ね良好）  
 7～10点の場合：B（改善の余地あり）  
 3～6点の場合：C（改善措置が必要）  
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

団体番号	33	団体名	公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会	県主務課	農政部 園芸推進課
第Ⅶ期計画における県の改革の進め方		関係機関との連携強化などにより、生産者への制度加入啓発に努め、また団体に対し適正な資金管理・運営ができるように必要な助言又は指導を行うことで、経常収支の改善に取り組んでいきます。			

(1) 経営改善の目標

組織内における課題の明確化と、現状で出ている改善案に対する経営シミュレーションを実行する。その中から最も妥当性の高いものを目標として策定し、数値目標とスケジュールも踏まえた目標に落とし込む。またその取り組み計画を関係機関とも共有し、実行に向けた協力を得る。

(2) 改革スケジュール及び取組状況（令和2年度）

主体	改革スケジュール	取組状況
団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度加入者へのアンケート調査及び農協へのヒアリングを行うことで、利用実態や加入促進を図る仕組みづくり（制度内容の緩和や加入要件の緩和）について、8月の制度審議会において検討し、次年度からの取り組みを目指していく。</li> <li>・制度未加入者の洗い出しを踏まえた加入促進（制度説明会等での周知活動、農業法人への戸別訪問）を実施する。</li> <li>・継続的な経費削減に取り組んでいく。</li> <li>・経営評価委員会の意見を踏まえ、経営改善検討会を毎月開催する。</li> <li>・収支シミュレーションを踏まえた中長期経営計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度加入者へのアンケート調査及び農協へのヒアリングを行い、利用実態を把握し、それを基に、8月の制度審議会において、次年度からの制度内容の緩和や加入要件の緩和について諮り、承認された。</li> <li>・各JAで制度未加入者を把握していることを確認し、また、8月に制度説明会を開催し周知活動を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により、農業法人の戸別訪問については実施できなかった。</li> <li>・昨年度からの収支改善を継続し、平成30年度実績から200万円の収支改善を継続した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、経営改善検討会は6回の開催となった。収支シミュレーションを踏まえた中長期経営計画（案）を検討し、3月の理事会で案の一部が「運営の見通しと改善策」として承認された。</li> </ul>
県	<p>当該法人の組織運営及び財務の改善に向けて、取組が着実に実行されるよう、定期的に打ち合わせを行いながら適切な助言を行っていく。</p> <p>「園芸特産振興戦略プラン」の次期プラン（R3～R7）における本制度の位置づけや役割を検討する。</p>	<p>経営改善検討会等の機会を捉え、協会と打ち合わせを行い、加入促進を図るための制度変更や、経営改善に向けた具体的な取組事項について指導、助言を行った。</p> <p>「園芸特産振興戦略プラン（R3～R7）」において、基本方針の中で「各種セーフティネットの活用による経営基盤の強化」として「野菜価格安定対策事業等各種セーフティネットの活用推進を図る」と位置づけた。</p>

(3) 数値目標及び実績

項目	単位	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常収支	千円	△4,635	△5,728	△2,869	△3,424	△3,847	△3,541	△1,177	
関係機関との検討会回数	回	3	4	4	4	12	6	3	

(4) 公社等外郭団体経営評価委員会の意見

【令和2年2月】

○県は、国による収入保険制度及び協会が実施する青果物価格安定制度の今後の方向性を整理し、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」において、県の園芸振興策における本制度の位置付け及び協会に期待する役割について、県としての中長期的ビジョンを明確に示すこと。

また、県は協会が上記役割を十分に果たすことができるよう、積極的に指導・助言を行っていくこと。【県】

○協会は、県の上記ビジョンにおける役割を果たすため、県、JA全農みやぎ、JA等関係機関との意見調整を図りながら、協会としての中長期経営計画を策定し、毎年PDCAを実施して、更新していくこと。

計画策定に当たっては、他県の状況を把握した上で、協会の現状を検証し、県の中長期的ビジョンを踏まえた協会及び本制度のあり方を検討すること。

また、計画には、収支見通し、事業収益の増加、新規事業の開拓、経費削減、役職員の構成を含む効率的な事業運営のための組織体制づくりに関する内容を盛り込むこと。【団体】

○協会は、収支改善を図るために、上記関係機関と一丸となって早急に経営改善に向けた取組を実施すること。特に収入増に向けた取組として、制度未加入者の洗い出し及び加入者へのアンケート実施等により現状を把握した上で、対象者の明確化、加入のメリットが的確に伝わる戦略的な周知活動、加えて制度の目的と加入者増加の効果を勘案した加入要件の緩和を検討し、加入者の増加に努めること。【団体】

(5) 特記事項